平成２９年（フ）第１５６号
兵庫県明石市二見町東二見1890番地の３
債務者　福田　大助
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
兵庫県明石市魚住町清水581番地の１　Ａ－102
債務者　萩原由香里
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住７棟406号
債務者　本田　絵美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
高知県幡多郡黒潮町浮鞭3954番地11、旧住所高知県幡多郡黒潮町下田の口822番地71
債務者　池田　真帆
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１４号
大分県竹田市大字拝田原330番地、住民票上の住所大分県大分市大字三佐2143番地（ラヴィータ103）
債務者　後藤喜世志
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第２６号
沖縄県名護市字伊差川906番地　県営伊差川団地２棟306号
債務者　生駒　照子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第５６４号
千葉県松戸市中和倉147番地の２　グレイスコート101号
債務者　鈴木　沙織
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７８号
山形県米沢市大字下新田1757番地
債務者　渋谷　慶子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第８１号
山形県米沢市林泉寺１丁目３番６－１－１号
債務者　梁澤　香代
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６４６号
さいたま市岩槻区大字金重109番地143、旧住所さいたま市岩槻区大字慈恩寺153番地３
債務者　道下　祐二
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５７号
埼玉県上尾市弁財１丁目３番２号　カサベルデ壱番館202
債務者　坂本　和宏
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７７６号
埼玉県鴻巣市箕田200番地５
債務者　伊與田順一
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８５号
さいたま市大宮区北袋町２丁目160番地１光マンション301、破産申立時の住所さいたま市岩槻区大字大口246番地５
債務者　金田　弘美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９１号
さいたま市南区大谷場２丁目２番25号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８９７号
さいたま市浦和区北浦和３丁目４番７号
債務者　堀井ひとみ（旧姓阿部・荒田）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９３５号
さいたま市見沼区春野１丁目６番５－302号
債務者　佐藤　宗康
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９５３号
埼玉県久喜市上清久146番地38
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係